

「建設技術者等雇用助成金」

募 集 要 領

【問い合わせ先】

広島県土木建築局建設産業課 建設業グループ

住 所：〒730-8511 広島市中区基町10番52号

電 話：082-513-3822

F A X：082-223-3593

E - mail：dokensetsu@pref.hiroshima.lg.jp

令和5年4月

広島県土木建築局建設産業課

1	事業内容等	1
2	助成金の申請者	1
3	対象労働者	1
4	助成金の概要	2
5	助成金の支給申請等	2
6	その他	4

第1 事業内容等

県民の安全安心を守るための防災減災対策等を推進していくに当たり、県内建設業者において工事を着実に実施していけるよう不足している建設技術者等の確保するため、一定の要件を満たす70歳未満の者を、1年以上継続して雇用する事業主に対して、建設技術者等雇用助成金支給要綱（以下、「要綱」という。）に基づき助成金を支給します。

第2 助成金の申請者

本助成金の支給申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

なお、申請者が、要件を満たしていないにも関わらず、本助成金の支給の決定を受けていたことが判明した場合は、その決定を取り消します。

また、本助成金の支給の決定を受けた後に、事情変更により要件を満たさなくなった場合は、その決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

- 1 広島県の入札参加資格において、土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の認定を受けていること。
- 2 主たる営業所（建設業法第3条第1項の営業所のうち、営業所を総括し、指揮監督する権限を有する1箇所の営業所で、建設業許可申請書に主たる営業所として記載したものをいう。）を県内に有すること。
- 3 助成金支給のための要件を満たす労働者を1年以上継続して雇用する意思があること。
- 4 県税の滞納がないこと。

第3 対象労働者

雇用の対象となる労働者は、次の全ての要件を満たすことが必要です。

- 1 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内の建設業者に雇用（広島県内において、個人事業主として開業している場合も含む。）されていないこと。
- 2 住所に応じて、次のいずれかに該当すること。（いずれの場合も新規学校卒業者を除く。）
 - (1) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県外に継続して住所を有していた者で、かつ、申請者に雇用されることを目的に、広島県に転入をしたこと。ただし、転入することなく、雇用契約を証する書類に記載の就業の場所へ通勤可能である場合を除く。
 - (2) 雇入れ日の前日までの6か月間、広島県内に継続して住所を有していた者で、かつ、建設業以外の業種から転職又は就職し、申請者に雇用されること。
- 3 雇入れ日現在の満年齢が70歳未満であること。ただし、満年齢60歳以上の者については、厚生労働省が所管する特定求職者雇用開発助成金の対象となる労働者を除く。

※本助成金の対象となる労働者とは、次の要件に該当する労働者とする。

- ・ハローワーク等の紹介以前に雇用の予約があった対象労働者を雇い入れる場合
- ・職業紹介を受けた日に雇用保険の被保険者である者など失業などの状態にないものを雇い入れる場合
- ・雇入れ日の前日から過去3年間に、当該雇入れに係る事業所と雇用、請負、委任の関係にあった者、または出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れに係る事業所において就労したことのあるものを雇い入れる場合
- ・雇入れ日の前日から過去3年間に、当該雇入れに係る事業所において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講等したことがある者を雇い入れる場合
- ・雇入れ日の前日から過去1年間に、対象労働者と雇用、請負、委任の関係にあった事業主、出向、派遣、請負、委任の関係により対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主、対象労働者が通算して3か月を超えて受講等したことがある訓練・実習等を行っていた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等からみて密接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇い入れる場合
- ・対象労働者が、雇入れ事業主の事業所の代表者または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族及び姻族）である場合

- ・ 雇入れ日の前日から過去3年間に、職場適応訓練を受けたことのある者を当該職場適応訓練を行った事業主が雇入れる場合
- 4 次のいずれかの資格を有していること。
 - (1) 土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事の主任技術者の要件を満たす者
 - (2) 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者(雇入れ日から6か月以内に取得する者を含む。)
- 5 健康保険及び厚生年金保険並びに雇用保険の適用があり(一定の条件を満たし、適用除外である場合を除く)、原則、雇用期間の定めのないこと。
- 6 1週間の所定労働時間が30時間以上であること。

第4 助成金の概要

対象労働者を雇用した場合に予算の範囲内において助成金を支給します。

1 助成金額

年間総支給額	月間支給額	助成対象期間
60万円 (50万円)	50,000円/月 (約42,000円/月)	1年間を上限とし、 令和7年3月実績まで

※()は中小企業(資本金もしくは出資の総額が3億円以下又は常時雇用する労働者300人以下の企業)以外の企業に対する支給額

2 予算総額

20,400千円

3 助成の人数

1社につき10名限り

4 適用期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

※この期間内に新たに雇い入れる事業主が当該助成の適用対象となります。

第5 助成金の支給申請等

1 支給までの流れ

- (1) 対象労働者の雇用決定(雇用契約・委任契約締結)
- ↓
- (2) 助成金支給申請書等の提出
- ↓
- (3) 助成金支給決定(審査)
- ↓
- (4) 雇用実績報告書の提出(3か月毎)
- ↓
- (5) 額の確定通知
- ↓
- (6) 助成金支払い

2 支給申請

- (1) 助成金の支給申請は、雇入れ日の翌日から起算して3か月以内に、次の「提出書類一覧(支給申請)」により申請してください。
- (2) 提出に際しては、本募集要領で定める様式を使用するものとし、提出書類の用紙の大きさはA4、文字色は黒とします。
- (3) 支給申請書を1ページとし、以降2ページ、3ページとする通しページを様式下部中央に打ち、左上1か所をホッチキスで留めて提出してください。また、添付資料は、既存のものを活用することも可能とします。
- (4) 提出された申請書類等は、返却しませんので予め御了承ください。

(5) 提出された申請書類等の内容に関して、当方より電話やメール等での問い合わせ、追加資料の提出を求める場合があります。

なお、追加資料の提出を求めても、当方が定める期日までに提出がない場合は、助成対象外とすることがあります。

【提出書類一覧（支給申請）】

○建設技術者等雇用助成金支給申請書（様式第1号）

○添付書類

ア 雇用契約を証する書類（契約書等の写し）

イ 継続雇用する旨の誓約書

ウ 第3の4に掲げる資格を有することを証する書類（資格者証等の写し等）

※未取得の場合は、雇入れ6か月以内に車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習を修了させる旨の誓約書（様式は任意）

エ 対象労働者の住所を証する書類（対象労働者の住民票等）

オ 履歴書等（対象労働者の雇入れ前6か月間の職歴に関する記述があること）

カ 源泉徴収票（対象労働者の雇入れ前6か月間の前職に係るもの全て）

キ 対象労働者が週30時間以上勤務することが分かる資料（アで確認できる場合は省略可）

ク 事業主に県税の滞納がないことが分かる資料（県税納税証明書（原本））

ケ 対象労働者が60歳以上の場合、特定求職者雇用開発助成金の支給対象外である旨の誓約書

コ その他知事が必要と認める書類（休日カレンダー等）

3 助成決定

助成事業者の選定については、提出いただいた申請書類等により申請内容を審査の上、知事が助成の決定をします。

4 申請の取り下げ

申請を取り下げる場合は、助成金の支給決定通知を受けた日から起算して30日以内に、取下届出書（様式第2号）を提出してください。

5 雇用実績報告書の提出

助成事業者は、助成金の支給の対象となる対象労働者に係る支給対象期が経過するごとに、当該支給対象期の末日の翌日から起算して30日以内に、次の「提出書類一覧（実績報告）」を提出する必要があります。

※ 土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日の場合は、その前の開庁日

【提出書類一覧（実績報告）】

○建設技術者等雇用助成事業に係る雇用実績報告書（様式第3号）

○添付書類

ア 健康保険被保険者証（保険者番号、被保険者等記号・番号にマスキング）及び雇用保険被保険者証の写し

イ 月額給与の支払実績が分かる資料（給与台帳等）

ウ 雇入れ前6か月間を含む年度の所得証明書等

エ 口座振替依頼書

オ その他知事が必要と認める書類

（ただし、添付書類のうちについては所得証明が発行可能である期間に最初に到来する実績報告時に1回のみ提出、エについては第2期以降の報告の際には省略可能）

6 助成金の支払等

助成金は、雇用実績報告書の内容を確認し助成金の額を確定した上で、精算払により支払います。

車両系建設機械の資格未取得者は資格取得後に支払います。

第6 その他

- 1 提出書類は、郵送又は持参してください。(郵送の場合は、封筒の表に「建設技術者等雇用助成金」と朱書きしてください。)

なお、持参していただく場合には、事前に建設産業課建設業グループへ連絡をしてください。

【提出先等】

- 提出先：〒730-8511 広島市中区基町10番52号
広島県土木建築局 建設産業課 建設業グループ
- 電話：082-513-3822

2 支給申請書等の作成経費について

本助成事業の申請に当たって要した支給申請書等の作成経費は、助成事業者の選定の可否を問わず、一切支給しません。

3 提出された申請書類等の取扱いについて

提出された申請書類等の機密保持については、本助成事業実施のためにのみ使用することとします。ただし、広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)に基づき、開示請求があった場合を除きます。

4 注意事項

(1) 県の調査

県は必要に応じて助成金に係る調査(書面・立入等)を行うことがあります。この場合、支給対象者に対しても、調査への協力を義務付けるものとします。

(2) 経理文書等の保存

助成事業者は、本助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした帳簿、及び支出証拠書類を整備し、本助成事業が完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日まで、保存しなければなりません。

(3) 確定検査等への協力について

助成事業者は、実績報告書に基づき県が行う確定検査に応じなければなりません。

また、本助成事業終了後、助成事業の成果等を確認するため、県が行う調査に3年間協力していただきます。

なお、本検査等に御協力いただくことを前提に助成金を支給しますので、御協力をいただけない場合は、助成金の返還を求める場合があります。

(4) 助成金の返還等

虚偽申請・不正受給等が認められる場合は、助成金を返還していただくとともに、広島県の入札参加資格の指名除外の措置を行うことがあります。

また、会社名、不正等事案の内容等を公表します。

(虚偽・不正等の例)

- ・雇用の実態がない。
- ・助成金受給後に不自然な退職があった。

様式第1号

建設技術者等雇用助成金支給申請書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)
郵便番号
住所
会社名
代表者役職・氏名
担当者氏名
電話番号

建設技術者等雇用助成金支給要綱第8条の規定により、次のとおり助成金を申請します。

- 1 新規雇用者の氏名
- 2 添付資料

様式第1号

建設技術者等雇用助成金支給申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島県知事様

(申請者)
郵便番号
住所
会社名
代表者役職・氏名
担当者氏名
電話番号

建設技術者等雇用助成金支給要綱第8条の規定により、次のとおり助成金を申請します。

1 新規雇用者の氏名

〇〇 〇〇

2 添付資料

- (1) 契約書の写し
- (2) 継続雇用する旨の誓約書
- (3) 1級土木施工管理技士合格証明書の写し
- (4) 新規雇用者の住民票
- (5) 新規雇用者の履歴書
- (6) 新規雇用者の前職に係る源泉徴収票
- (7) 就業規則(新規雇用者が週30時間以上勤務することが分かる資料)
- (8) 県税の納税証明書

様式第2号

建設技術者等雇用助成事業助成金支給申請取下届出書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)
郵便番号
住所
会社名
代表者役職・氏名
担当者氏名
電話番号

令和 年 月 日付け指令 第 号で支給決定通知のあったこの助成金の支給申請を、次のおり取り下げることとしたので、建設技術者等雇用助成金支給要綱第9条の規定により、次のおり届け出ます。

【支給申請の取下理由】

様式第3号

建設技術者等雇用助成事業に係る雇用実績報告書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)
郵便番号
住所
会社名
代表者役職・氏名
担当者氏名
電話番号

令和 年 月 日付け指令 第 号で支給決定通知のあった対象労働者に係る支給対象期が経過したので、建設技術者等雇用助成金支給要綱第10条の規定により、次のとおり実績を報告します。

- 1 新規雇用者の氏名
- 2 支給対象期
- 3 添付資料

様式第3号

建設技術者等雇用助成事業に係る雇用実績報告書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申請者)
郵便番号
住所
会社名
代表者役職・氏名
担当者氏名
電話番号

令和 年 月 日付け指令 第 号で支給決定通知のあった対象労働者に係る支給対象期が経過したので、建設技術者等雇用助成金支給要綱第10条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 新規雇用者の氏名

〇〇 〇〇

2 支給対象期

第1期

3 添付資料

- (1) 健康保険被保険者証及び雇用保険被保険者証の写し
- (2) 給与台帳
- (3) 令和3年度所得証明書
- (4) 口座振替依頼書